

末代念佛授手印

千葉良導

1

末代念佛授手印一卷は、二祖鎮西上人が、宗祖法然上人より親聞稟承せる、教義的方面（一宗の宗義）と実践的方面（一宗の行儀）の奥旨を述べて、解脱の要諦を指南し、宗祖門流の正邪朱紫を鮮明にし、且つ又傳燈の特殊的形式（血脈手次）の規範を示して、一門の信仰統制を計かられたのである。それ故此書は淨土一宗の傳燈弘法の中軸たるべく、教義内容の龜鑑、信仰問題の規準となるべきものである。嵯峨の立道上人は

今此書典は九帖（五部九卷）の解行を祖述して、黒谷の親聞該羅を憲章し、以て遺す所なく淨土一宗を此一部に包容す。故に文の首めに題して「末代念佛者、知淨土一宗之義、修淨土一宗之行首尾次第條々」と云ふ、此書は即ち是れ解行俱實の相を祖述す（授手印相備録）

従て此書の淨土一宗に於ける、重要性の價值は推して知るべく、曾て尙古道人が

授手印は二祖國師の心血、黒谷隨從八ヶ年の口傳、載せて遺漏なく、鎮西正流の血脈は之れに由て起り、白簇傳法は之れに淵源し、五重宗脈は之れを骨髓として成る。二祖國師の三祖に法を傳へて、然阿は辨阿が盛年に還れるなりと云はれたるが如く、授手印は辨阿上人法身生命の宿る所、之れある以上は、末代永劫、辨阿上人は盛年として、常在滅し給はざるなり。三祖之れを讚歎して「此書は末代濁世の指南、念佛往生の目足たる也」と云はれたるは、示し得て剴切、古來神聖の傳書として、尊敬授受、嚴かなりしは誠に所以あるなり（扶宗公論四十一號）

實に此書が淨土宗に於て、如何に重要視されて居るかを知る事が出来る。記主禪師は『決答鈔上』に彦山の祐阿が「聖光房制作の授手印は末代に光を放つべきの書也」此の靈告を蒙つた事を記して、此書を珍重すべき事を述べられた。貞極上人は

授手印の書は、淨土眞宗白簇の一流に於て、法界第一の書なり(五重廢立鈔貞極全集上34)

と讚美され、又

鎮西授手印の一書なきときは、元祖の正義何を以てか其の證をすべき、然かるに今鎮西白簇の末流を稱する人に、或は修阿の義に同じ或は西山或は一向に、相似するの義、見聞甚多し、若し後學、分に護法の志あらば、此授手印によつて、法門の邪正を糺させ。

と云はれた如く、此書こそ本宗の宗義上、最も權威ある龜鑑である。

此書述作の動機は、固より宗祖門下の異端を排し正義を顯彰する、正流護持の精神なる事は勿論であるが、此書の序文(頌解鈔同之)ならびに裏書に於て、自から述べて居られる點に『東宗要四』及び『傳心鈔』に述べてある動機に於て、事實の上に些か相違がある。序文によるに「上人往生の後、其義を水火に諍ひ、その論を蘭菊に致し、還つて念佛の行を失し、空しく淨土の業を廢す」と仰せられてある如く、一念義の如きは宗祖在世の當時、既に唱ふる者ありて、痛く吐斥を蒙りたるが、滅後に及んでは、異義邪說四方に起り、朱紫紛亂、正流爲めに溷濁し去らんとするの勢であつた、此に於て二祖鎮西上人、深憂措く能はず、憤然起て門下を集め、肥後國白川往生院に於て、四十八日の別時を修し、宗祖稟承口決の要旨を述べ「且つは然師報恩の爲め、且つは念佛興隆の爲、弟子が昔の間に任せ、沙門が相承によつて、之れを録し留めて向後に贈る、仍て末代の疑を決せんが爲、未來の證に備へんが爲、手印を以て證を爲す」と仰せられ、又裏書には一念義、弘願義、寂光土往生義等の異端を列舉して、正流の反逆者無道心、無後世心者なりと、糺彈して這般の破

邪顯正の爲に、此書を述作された事になつてある。

然かるに『東宗要』や『傳心鈔』に由るに、二祖鎮西門下に、至誠心の體に就て、修阿と敬蓮社と相諍ふことあり、修阿の門人滿願社は、師に背きて敬蓮社に與みし、二祖を欺きて證明を得たが、二祖は此滿願社の行爲を惡みて破門された。二祖は此等末代の訛謬を憐み、上世の傳心を印定せんが爲、此『授手印一卷』を製作された事になつてある。

さて此二の事實の相違に就て、古來の諸師は二の事實を認めながら、其間何等のつながりを見て居らぬが、立道上人は二の事實につながりを付して、之れを因と縁とに見立てられた。

凡そ斯の書の興起、因あり縁あり、領解(序文同之)は其起因を辨し、宗要は其起縁を明す、因縁相ひ依て斯の書を成す云
(授手印相備録)

斯く述作の動機はさりながら、正しく此書の出來た年代は何時頃であつたか云へば、恰も宗祖法然上人御入滅後十七回忌に當る年、後堀川天皇の安貞二年、第三祖記主禪師入門九年前の冬十一月で、鎮西上人六十七歳の時であつた。本文(正宗分)の終に

干時安貞二年十一月二十八日、以_ニ自筆_一書_ク無_ラ時_ノ形見_ニ

又裏書の餘人添書の分に

肥後國往生院に於て、安貞二年十月二十五日より四十八日の念佛を始めらる、筑後の上人同三十日御渡りあり、入阿は十一月四日酉の時より道場に入りて念佛を申す、此間に上人、末代の爲に一の文を造り給へり、末代念佛授手印是なり、二十七日に是を書き始めて、同二十八日に是を書き果て畢りぬ、二十九日己の時に是を點じ給へり。

授手印述作後、之れを弟子に授けられたのは只一人ではなく、能く正法傳持に堪ゆる者には授與せられたらしく、そして其書物としての體裁も、それぐ違つて居るのであつて、所謂異本がある譯である、大立は『傳法集錄』に「辨師自筆の本八本あり」を記し、義山は『翼讀四十六』に七本を列擧してゐるが、現今鎮西上人の眞筆として存在せるものには

聖護の傳承本

熊本往生院藏

生極樂の傳承本

筑後善導寺藏

唯稱の傳承本

佐賀市大覺寺藏

圓阿の傳承本

福岡市博多善導寺藏

右の四本は何れも傳承正確なるものであるが、第三祖記主禪師は、嘉禎三年四月十日に直授された事は『記主相傳本』(現今一般流布)に明記されてあるが、然かし其の原本は今何處に在るか詳かでない。

此等異本に就て、體裁や内容文字等の比較對照の考證は、百山法主林僧正が『昭和新聞』に於て實に詳細致密に手を御蓋しになつたから、異本相互の考證等に關しては、彼れに譲りおく故是非參照して貰い度い、今は所謂『記主相傳本』に就て、内容方面の一端を紹介するに留めて置く。

元來『授手印』は古來その體裁、卷軸の書であつたが、現今一般使用のものは便宜上卷子本となつて居る、そして開卷第一に袖書(四句の偈)次に序文、本文、血脈相傳手次、裏書の順に記載されてある。

三分科の具備に就ては、古來異論あるが、一般に序正の二分のみで流通文を缺くこと見られてゐる、義譽觀徹は此書、三段に於て序正は分明なれども、流通は明らかならず、裏書は流通に當るか(總五重法式私記)

又熏譽在禪は

三段の中、序は上の如し、正宗は末代念佛者より助行人に至るの文なり餘は流通なり云云之れは古來の義なり無題記

の説に據るか、然かるに此書、唯序正のみありて流通は無し(大五重選定略抄)

(一) 袖書

袖書、或は表紙書とも云ふ七言四句の偈頌である、異本には偈の無きものもあり、又ありても四言四句五言四句互に相違してゐる、記主相傳本のみ所謂究竟大乘等の四句の偈がある、之れに就て貞極上人は「諸本有無相違難信用」と云つて居るが、古師の説(信譽嚴發袋中の要釋)によれば偈の無き本(往生院本)は施入本であつて相傳本ではない、又綽阿は在家の禪門であり記主は學生である身分既に異れば偈文從て相違して居るのであるう、殊に二祖上人は既に然阿は辨阿が若くなるなりと言ひ給ひて一宗弘通の人なりと知り給ふ故に、肝要の偈を袖書して授けられたのであり、聖護房薩生房等も安心の一邊は相傳されたが、今此偈は書き與へられなかつたのであらう、と云つて居られる(傳語金鑰論)

『貞傳集』には四句の偈は傳法相承には此偈大切なり、宗旨相承の時此偈を唱ふるなり、此頌文は極樂教主の直説、三昧發得の誠言なり」とあり、又古師の説によれば、元祖初重に此文を書して傳ふべきものなれど、他見を憚る故に之れを秘せられたが、二祖は其煙滅廢忘を恐れて、此書の袖に記るされたのであると、偈文の内容に亘る解釋は、『五重始末』『無題記』等詳細ではあるが、立道上人の『授手印相備録』最も要領を得て居る。

『五重廢立抄』には「此偈元祖鎮西二代の間に依るべき文證なし」と云ひ、又大玄(大玄傳法集錄)には「此偈を輕視し三經三佛の配當は辨然兩師は云はず問師以後の事なり」と云ふ、又良祐の『決答見聞』には究竟等の四行は然阿の自作なり、末代念佛等已下は聖光上人の御作なり(續淨十四³³)と云ふて居る。然かし此等は所謂推義不傳の已説とも云ふべく、『傳語金鑰論』(勸息僧正)に此等貞極一派の説や『新傳語』の説を痛く非難して居られるが、今は略して置く(金鑰論以下参照)

(二) 序文

二祖上人の正流護持の熱血、凝つて此の序となり、執筆の精神遺憾なく其の中に盡さる。宗祖滅後、異端の擡頭して正流を溷濁せんとするや、七旬の老軀尙能く、信仰統制の爲め、破邪顯正の第一線に立つの氣魄、躍如として全文に溢れ、讀む者涙滂沱して禁じ得ざらしむるの慨がある、古來より諸葛孔明出師の表を見て泣かざる者は忠臣にあらず、李密の陳情書を讀んで動ぜざるものは孝子にあらず、授手印の序文を讀んで感動せざる者は、宗教的素質の缺けた者であるに、それ故、『五重廢立鈔』には

若し孔明が出師の表を讀んで、涙を流さざる者は是れ不忠の人なり、今例して云はん、若し此の師の言を拜讀して涙を流さざる者は、師の教に背くの人なり、又師の志を感ぜざる者なり、又願生の志なく又求法の志なき人云はん
(貞極全集上)

又義譽觀徹

此序は淨土宗の眼目至要、修行者の目足大道なり、幾回も讀んで心肝に銘すべし、今時檀林の傳法加行の時、之れを讀み之れを聞くの人、誰れが信心を感發せざらんや、是先師實徳の致す所なり、故に常福寺第九世空譽は加行七日の間毎日五遍宛之れを讀むに、常福寺の舊記に見えたり、(總五重法式私記)

此の序文は、古來傳法加行の時は必ず讀まれるのであつて、淨土宗にあつては如何に重要視されて居るかゞわかる。

序文の解釋、内容の分解に就ては、古來諸師の意見區々であるが、就中立道上人の分科最簡明である。

序文、大別して三、一題目、二破題、三總結

一題目、

初より數遍爲基まで

二破題、(此中二)

初、念佛を説破す

一念佛の興起

二念佛の相傳

三念佛受持の相

念佛者より尤眞哉まで

所以弟子より納口傳於耳底まで

髓以口所唱より教淨業まで

二、末代授手印を説破す

一斯の書の興起

一起因

一起緣

三因緣合して斯書を成す

雖然上人往生後より以下

爰貧道より以下

且爲然師報恩より以下

二題名結釋

一題の末代を結

二題の授の字を決す

三題の手印を決す

爲決末代之疑

爲備未來之證

以手印爲證

三 一序の總結

所筆記如左

(授手印相備録)

(三) 本文 (正宗分)

内容の組織は總標別釋の形式に基きて二大段に分科され、總標では總括的に、何を如何なる順序にて明かすかを示し

別釋に於ては細目に亘つて之れを釋明し來て、其の所明の本意は何處にありやの根本的指導精神(奥旨)を明かされたのである。然かし記主禪師が『決答鈔下』に、

抑も末代念佛授手印は、分明に義道を明かさず其の言も亦少しも雖も、多く義勢を含む。

云はれた如く、全文簡單にして、而かもよく淨土一宗を包容し盡し得て遺漏なきものである。

一、總標

初めに此の『末代念佛授手印』は、所謂理論の問題よりは事實の問題である事を、總括的に標榜して、

末代念佛者、知淨土一宗之義、修淨土一宗之行、首尾次第條々行事。

云はれた。宗教は固より理論的ではなく、實際的事實の上の現はれでなくてはならぬ、故に今こゝに義を知り行を修す云はれたのも、書物の上や机上に於て、知解、修行、解行双備——斯く理解する丈でなく、實地に訴へ事實の上に顯現する事を意味付けられた、即ち文の最後の「條々行事」この行の字は事實的實現を意味するのである。『昭和』新訂本』には、この行の文字を削除された、定めし深意のある事と察せられるが、やはり行の文字ある方が其の意味を強く現はして居る事と思ふ。

さて一宗の義を知るは、何う云ふ事を知るのであるか、立道上人の解釋によれば

宗義は具さには淨土宗の奥義云ふ、奥義は念佛往生の義理なり(徹撰擇上二)謂く機に約せば廢立なり、行に約せば正定業の一行なり、教主の意に約するときは隨自隨他の中には隨自意なり、願主の意に約するときは、願非願の中に簡んで本願を取るなり。斯の四を解し定むるを宗義云ふ、又念佛往生の義理云ふなり

次に行を修すは、一宗の行儀たる、三心五念四修三種行儀の隨自の機を行儀を云ふのであつて、同じく立道上人の説

によれば

行儀は具さには修行の方儀に云ふ、正しく是れ行者所修の行に約して立つる所の法なり、故今此書に擧ぐる所の五種正行は是れ宗旨門の機法なり、正助分別は是れ宗義門の機法なり、三心五念四修三種行儀は是れ隨自の機の行儀にして、即ち心行業なり。

次に首尾次第の事であるが、抑もこの授手印は、單に一卷の書物として視る計りでなく、鎮西上人の御精神(密意)の在る所をよくく窺はねばならぬ。故に此の首尾次第も、説述の首尾次第と見た時は、本文(正宗分)の始終は、宗義行儀の次第であることの標示に留まる、然かし密意の上より見た時は、宗旨から宗義へ、宗義から行儀へ、更に行儀中の所具徳の心行業より能具徳の奥旨、即ち一行三昧へ次第歸納されゆく次第である。そして法體の上で云ふのではなく、修行の事實の上(行相)で云ふのである。斯く行相に訴へるのであるから「條々行事」と仰せられた譯であつて「條々事」では法體に約するか行相に約するか明了でない、兎に角其の條々(六重二十二件)が、實踐的の行相に現はれてくる所の根幹、即ち條々の指導原理が、取りも直さず冒頭に掲げられた「末代念佛」である事を示されたのが、この總標一段の趣意である。

二、別 釋

廣く六重二十二件五十五の法數を擧げて、詳しく宗義と行儀の要旨を述べて、最後に結歸一行三昧の奥旨を明かされたのである。

六重の中、初の五種正行と正助分別の二段に於て宗義を明かし、三心五念以下は行儀を明かされたのである、そして此宗義行相の上に、『指南目錄』に示されたる口傳口決がある譯である。

1、宗 義

初めに五種正行を述べて、宗義の因由を本據を明かし、次に正助分別の段に於て、初に宗義の四意を明かし（心存三心以下）二に一心專念の文を引て、隨自意廢立の機の解相に約する意を示し、三に開出宗義の意を彰し（上人曰以下）、四に五文を引て一心專念の文意を釋し、五に助正廢立の辨別をなして、詳しく宗義を明かされたのである。

さて一心專念の文を解相の上より釋する事に就て

解相に約する事（宗義）は今師當段の正意なり、原本文は行相を解する相に約す、其所行の相は、五正行正定業の釋の中、皆一心の言を置く、是れ心行合明の行相なる故、和語燈四、散記一、決疑鈔四、三心私記、皆所行の相に約して釋せり、然るに當段は、上人此文によつて、宗義を開出する邊に約す、故に本文の能解の相を取て釋するなり、決答鈔に解相行相の二義俱に存せり云云（授手印相備錄）

2、行 儀

行儀は先づ所具徳の法に、能具徳の奥旨に二大別される。

第一、所具徳の法、また別れて安心門、起行門、作業門の三門となる、そして三心と五念とを合して安心門となし五種正行を起行門とし、四修三種行儀を作業門に配せられた。

一初に安心門の下、先づ三心を明かすに當つて「念佛行者必可具足三心事」と云ふて廣く七文を引きて勸示された、然かし其等の文意、何れも豎の三心のみで、横の三心に關する文相は引用されてない、之れに就て立道上人は

七文俱に豎の三心を教示せり、七文の外に大經と小經と淨土論との三心を擧げざる事は、此三文は俱に横具の相に約する故なり、今は末具の者をして已具と成らしめんか爲に、豎の三心を教示するなり。

次に「抑此宗ノ一大事、此三心也」この結論に基きて、三心の一々に就て細釋し、四句分別して往生の得不を判せられた此四句分別は、鎮西上人の獨創とも云ふべく、成譽大立上人が

授手の中、肝要は三心四句分別なり、此四句分別は善導も云はざる事なり。

又四句を設けられし趣意に就て

三心は解し難きが故に四句分別あり、本書十種の四句、領解鈔六種の四句、本末合せて十六種の四句、總して六十四人の外を出でじ、吾身を此六十四人の内に、何れに當るか當てゝ見て、往生の可不可を能く知て、往生の人となれりなり(大立の傳法集錄)

次に五念門、先づ「善導の御意、淨土宗に入て正助二行を修し、三心を具足するの人は、必ず五念門を修すべきの事」を勸示し、次に禮讚の前序を往生論の文を引き、禮序の下には、三心五念合釋の旨を記るされた。

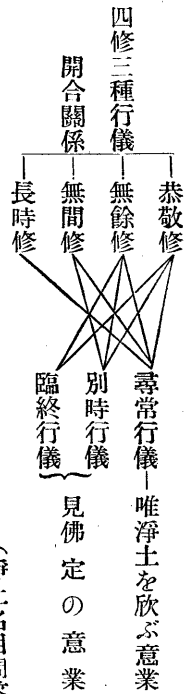
さて此五念の起行を以て安心に合する事、元來禮序の文に於て、五念を挙げ終て「一々門與上三心合」云へるに據られたのであつて、隨自に約した場合、助正廢立の兩機、俱に三心と五念を合して安心とし、一行三昧を以て起行を爲し、四修は作業なるのである。

次に起行門此の下五種正行を釋す、初に所行の法を擧て之れを釋し、次に能修の機を料簡された、さて本文の五種各々に一心の言を置かれてあるが、今この授手印には之れを除かれてある譯は、本文は機行合せ明かされたが、今は機と行とを離して明かされたからである、所謂五正行は所行の法であるから、たゞひ三機相違しても、其所行の法は共に之れ五正行なることを知らしめんが爲である。

又『選擇集三輩章』の、廢立助正傍正と、今此の三機との同異に就ては、所詮同一なれど義門少しく相違して居る、彼れは念佛と諸行とを相對して三機を立て、その中廢立と助正は付屬と願意と佛意とに望めて隨自の機と云ひ、傍正は機

の儘に法を執する故に隨他の機ニ云はれるのである、今『授手印』は諸行を選捨して、五種正行の中に於て、此三機を分別されたのである。(西宗要二)

後に**作業門** この下四修ニ三種行儀ニを明かされたが、四修ニ三種行儀ニは開令の關係あるからである。



(淨土名目問答下)

此四修三種行儀の關係に就て、立道上人は疑情を釋明して

四修三種行儀が同じく作業せば、禮序の如く唯四修のみを擧げおきても事足るべし、何故に今更に三種行儀を煩らはしく擧げられたのであるかに就ては、四修三種行儀共に作業はすれき、其意に於て大に相違する點がある、四修は三種行儀より開き出せる故、四修ニ三種中の尋常は、共に只往生を願ふ意業である。又別時ニ臨終の二は、共に見佛定の意業である、それ故四修の外に三種行儀を擧げられたのである。されば禮序には三種行儀を擧げてないのは未盡理であるか云ふに、然らず、禮序は尋常行人の行相を釋されたのであるから、只四修のみを釋されたのである、又別時臨終は俱に見佛定の意業であるから、『觀念法門』の中に於て此を釋されたのである、又彼の『選擇集』の中に、唯四修を擧げて三種行儀を判ぜられなかつたのも、全く此意によるのである。

又『授手印』の所釋は尋常行人の修相であるされば三種行儀(見佛定の意業を含む)を擧ぐるは如何なる譯であるか、之れに就ては前の宗義段に、既に云へる如く「三種行儀中ニ雖レ通何レ行儀ニ別ニテ尋常行儀之意也」云、『授手印』の本意は尋常行儀

ではあるが、念佛の言、三種に通ずるから今別時臨終の意を擧げた譯である云云て居られる。

第二 能具徳の奥旨、此段の下、初に圖示、次に圖由の文「釋して曰く我法然上人の言ひ給はく、善導の御釋を拜見するに云云」を仰せられた、此意の所詮、從來釋する所の三心五念四修三種行儀、皆之れ一行三昧南無阿彌陀佛を正業と爲す、此の行の上に作り著けたる三心なりと知らしめんが爲である。要するに上の三心の安心も一行三昧、南無阿彌陀佛の上の安心なり、五念四修三種行儀、起行も作業も皆また同然である（疑問鈔下ノ終）

今この奥旨は法體に約するか修相に約するかに就て、今立道上人の意によればこれ修相に約するなり、『銘心鈔下2』
「三心五念等 皆見南無阿彌陀佛者 是作著々衆生所修相傳也」上來釋せし所の心行業は不具と未具との者をして已に三心を具せしめんが爲に手引であつたが、今茲に至つて初めて、上來の心行業皆南無阿彌陀佛と見る位であつて之れ已具三心の修相である。若し法體に約する時は、心行業ならびに心體各別であるから、皆南無阿彌陀佛とは見ないのである、淨土宗の意彌陀因位五劫思惟中、此衆生所修の儘に作り著けて誓ひ給ひし故、衆生この心行業を修すれば、則ち因願に報ひて、名義具足の巨益あるなり、是れを彼此三業不相捨離と云ふのである（授手印相備録）

又この能具の奥旨たる結歸一行の奥圖こそ、『授手印』全體の歸結となるのであつて、『授手印』の奥旨全く此奥圖にあり奥圖は禮讚の前序によるのであると見立てるのが白籤相傳の正義である（五重拾遺鈔、五重口傳鈔、貞傳集 參照）然かるに名越派にありては、『授手印』の宗義行相を選択題下の口傳とし、宗義とは『選擇集』第一章聖淨二門の教相之れに當り、行相は第二章以下正雜二行である云云。（名口傳題下續淨十四³³⁴ 參照）

此名越義に對しては了曉の『五重指南目錄集』には、無相傳の推義であるを非難し、聰譽の『無題記』には名越の義を斥け、『授手印』は選擇相傳でない事を辨明してある、然かるに近代神谷大周師の『傳法沿革依憑詮考』には「授手印は撰擇集の末書と見るべし、宗義行相の分別は之れ選擇集十六章段の中、第八第九の二章を行相とし、餘の十四章を宗義と見

立て給ふなり云云」があるが、其當時既に非難の聲高く、『扶宗公論』四十一號に尙古道人、『授手印の奥旨に就て』と題して、神谷師の義を反駁された、要するに『授手印』を『選擇集』の末書なりと速断し、又その奥旨を『選擇集』の章段に配せんとするは、所謂推義不傳の類も云ふべきか、又は綿密を缺いた輕き思ひ付きの義でも云ふべきである。つくづく古師の指南に基き、『授手印』内容の精神に立入り、而る後『選擇集』を再び見直した時、彼れが如き説の非なる事が明了になつてくる。

(四) 血脈相傳手次

此の一段は『記主相傳本』のみにあるだけで餘本には無いのである。つまり器量の人を簡んで授けられたのであり、従つて傳受の上に於ても時と法とに異がある。

但此傍人傳法與授手印傳法、時法俱異、時異者記主授手印傳受、嘉禎三年卯月十日巳時、傍人傳受同年八月一日也、法異者授手印者自行往生傳法也、此手次自他往生傳法也、故簡其器量所授、所以者何、有雖具三心依人有所得心難治之人也故、鎮西座下、傳傍人者記主一師歟、唯記主傳授之本而已、有此手次、餘本無之故也(授手印相備錄)

さて今この血脈手次の一文を窺ふて見るに四意あり、一に上來釋せし所の『授手印』に擧ぐる自行の傳法、二に眷病方用の傳法、三に傍人回向の傳法、四羣書手次であるが詳細は略して置く。

(五) 裏書

裏書には初に今この『授手印』に證驗ありし事を叙し、二に別時念佛結衆の連名を列擧し、三に『授手印』學者を勸誡して唯稱名を勸められ、五に一念義弘願義等の邪義を擧げ、六に仰信すべき先達三師を列擧された。

さて此裏書の初の一部は後人の書添へであつて、佛言唯除以下が正しく鎮西上人の自筆である。

通譽上人曰く、初め肥後國往生院より往生院に之れを留むに至る迄は、辨師の裏書にあらず、既に上人御渡りあり云ひ、或は辨師御年とあるが故に、後人表末に書き加へしを、又後に誤り裏に書きしならん、正しく辨師の裏書は佛

●●●
言唯除以下ならん（總五重法式私記）

又この裏書されし意旨に就ては

表に書きて授手印の攝ミ爲すべし何んぞ裏に書き給ふや、答授手印は唯相傳の義道を顯はして、門徒に之れを授け、

裏書は餘流の義の相傳の義に非ざる事を標せられしなり、中に於て初に誹謗の罪を恐れて他見を誠め、猶の下は不生義を標し、近代の下は別して不生義を顯はし、後に日本の下は正義の師を擧げて不正義を捨てしむるなり（總五重法式

私記）

以上『授手印』内容の一端を、其本文記載の順序によつて叙述したが、既に二祖上人が此書の裏書に「不可加減一句一字穴賢」を仰せられ、記主禪師は『決答鈔』に「抑末代念佛授手印者、雖分明不顯義道、而其言亦少、多含義勢、然者不聞口傳之人、輒以難是非」を仰せられた。吾々如き淺學菲才の徒、輕々しく『此授手印』に就ては云々すべきではない、茲にたま〜『鎮西上人』號出版に際して、不肖此れが分擔の籌に當つたが、此書が一宗として重要性の餘りに多大なるに對し、實に恐惶措く所を知らざる譯である、然かし一面責任上、止むを得ず慙に筆を執る事にした、然かし決して私見を挾まず偏ら古師の説に依由して内容の一端を示した譯である、願くば輕擧を咎めずして不肖の至らぬ所を指導して頂き度い合掌。